入 札 説 明 書

【電子入札システム対応】

令和5年度横川ダム湖を対象とした3D-Sea-SPECへの底泥モジュール組込み業務

令和5年6月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告(令和5年6月5日付)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- (1)件 名 【電子入札システム対応】令和5年度横川ダム湖を対象とした3D-Sea-SPEC への底泥モジュール組込み業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和6年3月8日まで
- (3) 仕 様 仕様書による。
- (4) 履 行 場 所 仕様書による。
- (5)入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和4・5・6年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「情報処理」において、「B」「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3)入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証(代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。)を取得していること。

・https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=06A0064006A00600 なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式 参加届 (別紙1) を 7. (1) に示す期間及び場所に提出すること。提出は、書面の持参若しくは郵送又は電子メールによること。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和5年6月30日(金)14時30分

国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点 TV 会議室 (福島県田村郡三春町深作 10-2 福島県環境創造センター研究棟)

6. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書(様式任意)を提出すること。
 - ①受領期間:令和5年6月5日(月)から令和5年6月12日(月)まで。

持参する場合は、10時00分から17時00分まで。

②提出場所:〒963-7700

福島県田村郡三春町深作 10-2 福島県環境創造センター研究棟 国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点総務企画課契約係 TEL 0247-61-6561 (担当:金田)

- ③提出方法:電子入札システムの質問機能(同システムにより入札する者に限る。)又は 書面の持参若しくは郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期 間必着とする)によるものとする。また、電子メールによるデータ(ワード 又はエクセルで作成したもの)の送付も可とする(データ送付先: chotatsu@ nies.go.jp)。
- (2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間:令和5年6月16日(金)10時00分から 令和5年6月30日(金)14時30分まで。

②閲覧場所:福島県田村郡三春町深作10-2 福島県環境創造センター研究棟

電子入札システム及び当研究所HP上

(3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

7. 入札参加資格証明書の提出

- (1)入札に参加しようとする者は、本入札説明書2. (1)の証明書類を次に従い提出すること。
 - ①提出期限:令和5年6月26日(月)17時00分
 - ②提出場所:本入札説明書6. (1)②と同じ
 - ③提出方法:書面は持参、又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする。)により提出する。また、電子入札システム(同システムにより入札する者に限る。)若しくは電子メール(送付先: chotatsu@nies.go.jp)による電子データ(ワード又はエクセルで作成したもの)の提出も可とする。
- (2) (1) のとおり提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。
 - ①期 間:入札日及び開札の2営業日前17時00分。

8. 入札及び開札

- (1) 電子入札の場合
 - ① 7. (1) ①の日時までに、電子入札システムの証明書等提出画面において、2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - ②5. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。
 - ③入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
 - ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
 - ⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 紙入札の場合
 - ①入札書(別紙2)には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数(第○回)を記載すること。
- ②入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、 日本国通貨による表示に限るものとする。
- ③入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるもの

とする)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた 金額を入札書に記載するものとする。

- ⑤入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものと する。
- ⑥入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及 び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑦新型コロナウイルスによる感染症(COVID-19)の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数(○回目)を記載して書留郵便(配達証明付)により、次に従い郵送すること。

提出期限:入札及び開札の前日(※)17時00分

※土・日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

提出場所:本入札説明書6. (1)②と同じ

- ⑧入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書2. (1)の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑨入札参加者は、代理人又は復代理人(以下「代理人等」という。)をして入札させると きは、その委任状(別紙3、4)を持参させなければならない。
- ⑩入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑪開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に 出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、 異議の申し立てはできない。
- ②入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑬提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ④入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 紙入札において、記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した 場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

10. 落札の決定

本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い

ときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。 ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席 しない場合においては、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意す ること。

12. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書(別紙2)の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

13. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内 訳書は可能な限り詳細に記載するものとし、内訳書の全ての単価(単価を示すことができないものについては、その価格)についてその単価を証明する書類を添付すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

14. 契約書等の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案 (別紙5) に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

15. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

16. 入札結果及び契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果(落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格)について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職 以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること
- イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めて いること
- 2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約(予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外)について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名
- イ. 当法人との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・3分の1以上2分の1未満
 - ・2分の1以上3分の2未満
 - ・3分の2以上
- エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- 3) 提供を求める情報
 - ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報(人数、職 名及び当法人における最終職名)
 - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内(4月中に締結した契約については原則93日以内)

17. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間:平日 9:00~12:00 及び 13:00~17:30) Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所 商号又は名称 代表者名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名: 令和5年度横川ダム湖を対象とした3D-Sea-SPECへの底泥モジュール組込み業務

担当者等連絡先

部署名 : 担当者名 : 責任者名 : T E L : E-mail :

入 札 書

金	円

電子くじに入力する数字(任意の3桁):

件名 令和5年度横川ダム湖を対象とした3D-Sea-SPECへの底泥モジュール組込み業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。 御採用のうえは確実に履行いたします。 なお、入札説明書別紙6の暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先 部署名 : 担当者名: 責任者名:

 $T \to L$: E-mail :

<記入例>

入 札 書

3	金 					
	電子くじに入力する数字(任意の3桁):					
件名	令和5年度横川ダム湖を対象とした3D-Sea-SPECへの底泥モジュール組込み業務					
	上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。 御採用のうえは確実に履行いたします。 なお、入札説明書別紙6の暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。					
	××年××月××日					
	住 所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3					
	商号又は名称 株式会社 △ △ △					
	代表者名 代表取締役 🗆 🗆 🗆					
	< (復) 代理人 ◎ ◎ ◎ ◎ > > ※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり 代理人又は復代理人が記名すること					
国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿						
	担当者等連絡先 部署名 : 担当者名: 責任者名:					

TEL E-mail

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所 商号又は名称 代表者名

今般、私は、 を代理人と定め、令和5年6月5日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和5年度横川ダム湖を対象とした3D-Sea-SPECへの底泥モジュール組込み業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者:住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

- 1. 本入札に係る一切の権限
- 2.1.の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 : 担当者名: 責任者名: TEL : E-mail :

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所 商号又は名称 氏 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和5年6月5日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和5年度横川ダム湖を対象とした3D-Sea-SPECへの底泥モジュール組込み業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者:住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 : 担当者名: 責任者名: TEL : E-mail :

契約書(案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

- 1. 件 名 令和 5 年度横川ダム湖を対象とした 3D-Sea-SPEC への底泥モジュール組込み業務
- 2. 契約金額 金円(うち消費税額及び地方消費税額円)
- 3. 契約期間 自 令和5年 月 日 至 令和6年3月8日
- 4. 契約保証金 免除
- 5. 契約履行の場所 別添仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者(再委託等先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書(別紙)を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(監督職員)

- 第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。
- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、 又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

- 第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。
- 2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じる ものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、 契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

- 第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部 を解除することができる。
 - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと 認められるとき。
 - 二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職 務の執行を妨げたとき。
 - 四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を 解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別

に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第8条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

- 第 10 条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 甲が第8条又は第9条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75 号)の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体(以下「乙等」という。)に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項 第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第11条 乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から10日以内に検査を 行わなければならない。

(契約金の支払)

- 第13条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に契約金の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、乙から適法な契約金の請求を受けたときは、請求書を受理した 日から60日以内に支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、第8条又は第9条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これによりこに生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第 15 条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、第8条第4項の規定による契約金額の返還又は第10条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(再委託等する場合における再委託等先を含む。)に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切 な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに 甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能 な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したとき は、その指示によるものとする。
- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。 ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項 を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条 に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、 第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応 じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認める ときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等にお いて、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙 に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違 反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、 甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第 19 条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものと する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 殿

住 所会 社 名代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規 定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名:
- 2 契約金額: 円(税込み)
- 3 再委託等を行う業務の範囲:
- 4 再委託等を行う業務に係る経費: 円(税込み)
- 5 再委託等を必要とする理由:
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所:
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由:

担当者等返	車絡先		
部署名	:		
担当者名	:		
責任者名	:		
$T \to L$:		
E-mail	:		

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者 が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが 判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を 受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の 国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

紙入札に当たっての留意事項

- 1. 本調達に関する質問回答について 本調達に関する質問回答書は電子入札システム及び当研究所HP上でも閲覧可能である。
- 2. 入札書について

入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。 なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とす る。

- 3. 委任状について
 - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
 - 2) 本社(代表者等)から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状(別紙3)を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状(別紙3)と支社長等から復代理人への委任状(別紙4)の両方を用意すること。
- 4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
- 5. <u>郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。</u>

仕 様 書

- 1 件 名 令和 5 年度横川ダム湖を対象とした 3D-Sea-SPEC への底泥モジュール組込み業務
- 2 業務契約期間 契約締結日~令和6年3月8日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。
- 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)では東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性セシウムの多媒体環境における動態解析の一環として、河川水系での生物利用性の高い溶存態セシウムの詳細挙動評価を行うため、ダム湖底質環境における放射性セシウムの溶出メカニズムの解明とそのモデル化に係る研究を行っている。R4年度には、その第一段階として、作業対象である福島県浜通り地方横川ダム湖へ、日本原子力研究開発機構が開発するダム湖や沿岸域等の水域を対象とする3次元水物質流動数値シミュレーションモデル3D-Sea-SPECの適用が図られたところである。本業務では次の段階として、NIESが開発を進めているダム湖底質からの放射性セシウム溶出モデルをモジュール化し、3D-Sea-SPECへの組込みと動作確認と再現性の検討を行う。

5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- (1) 放射性セシウム底泥溶出モデルのモジュール化
 - NIES が提供する福島県浜通り地方横川ダム湖を対象に作成した放射性セシウム底泥溶出モデルプログラムのソースコード並びに入力データセットを基に、3D-Sea-SPEC へ組み込むためのモジュール作成を行う。
- (2) 底泥溶出モジュールの組込み作業
 - (1)で作成したモジュールを R4 年度に福島県浜通り地方横川ダム湖適用した 3D-Sea-SPEC への組込み作業として、NIES が提供する放射性セシウム底泥溶出モデルのデータ構造やインターフェースを、3D-Sea-SPEC に適合するよう変更あるいは新規作成する。
- (3) ダム湖水における関連物質挙動評価のためのルーチンの追加作業 放射性セシウムの底泥溶出現象に関与するアンモニア態窒素、硝酸態窒素、有機態窒素、無機 態リン、有機態リン、クロロフィル a、カリウムイオン、溶存酸素を対象として、NIES が提供 する放射性セシウム底泥溶出モデルプログラムソースコードを基に、それらの物理量に関する 移流拡散方程式+付加項のルーチンを追加する。
- (4) 動作確認並びに再現性の検討
 - 1) 動作確認

2015 年 8 月 3 日から 4 日と 2016 年 3 月 9 日から 10 日をそれぞれ対象として、横川ダム湖内での水・土砂、セシウム 137 の流動状況について、底泥溶出モジュールを組み込んだ3D-Sea-SPEC の動作確認を行う。

2) 再現性の検討

NIES が提供する 2 時期(2015 年 8 月 4 日と 2016 年 3 月 10 日)の横川ダム湖内水温・水質観測データと上記 1)で得られた計算結果を比較することで、ダム湖内における水流動特性や物理化学並びに生化学反応への温度依存性が、底泥からのセシウム 137 溶出状況や湖水における溶存態 1370s 濃度形成に及ぼす影響について確認する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに作業概要を報告書として、電子媒体及び紙媒体で NIES 担当者に各 1 部提出する。

- (1) 業務結果報告書
- (2) モデルのソースコード・入力データベース等を収録した電子媒体(DVD-R 若しくは BD-R)

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、

代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html)を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の 全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。